

筑波大学教育学親交会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は筑波大学教育学親交会と称す。

(事務所)

第2条 本会の事務所は筑波大学人間系教育学域内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて筑波大学及び附属学校における教育学研究と教育実践の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、交流を促進するための活動
- (2) 教育学研究と教育実践の発展に資する研究活動
- (3) 会員への本会に関する情報提供及び会報の発行
- (4) その他、本会の目的達成のための事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

1 (準会員)

(1) 筑波大学の教育学に関連する教育組織に在学・在籍する者。

2 (正会員)

- (1) 筑波大学人間系教育学域の構成員である者。
- (2) 筑波大学附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中・高等学校、附属坂戸高等学校の教諭である者。
- (3) (1)～(2)の職にあった者。
- (4) 筑波大学又は東京教育大学の教育学に関連する教育組織に在学・在籍した者。
- (5) その他、理事会が認める者。

3 入会申込は、入会申込書を事務局に提出し、併せて入会金5,000円を支払うこととする。その他の会費は徴収しない。また、準会員は入会申込をすることで正会員となることができる。

(資格の喪失)

第6条 本会の会員は、次に掲げる事由により理事会の承認をもってその資格を喪失する。

- (1) 自ら退会を申し出た者。
- (2) 死亡した者。
- (3) 本会の目的に反する行為のあった者。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会には次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 理事若干名
- (3) 事務局長1名
- (4) 監査1名

(役員を選出)

第8条 前条に定める役員は、次に掲げる方法により選出する。

- (1) 会長は(2)による理事の互選による。
- (2) 理事は、人間系教育学域構成員のうち教授の職にある者で構成する。
- (3) 会長は必要に応じて若干名の理事を指名できる。
- (4) 事務局長は、人間系教育学域構成員のうちから会長が指名する。
- (5) 監査は、会員のうちから会長が指名する。

(役員の職務)

第9条 役員の仕事は次に掲げるところによる。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統理する。
- (2) 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
- (3) 事務局長は本会の事業に係る事務及び会員管理及び会計を統轄し、管理する。
- (4) 監査は会計その他を監査する。

(理事会)

第10条 理事会は、本会の会務全般を執行する権限を有し、理事をもって構成する。

- 2 理事会は会長が必要に応じてこれを招集し、その議決は出席者の過半数をもって行う。

(役員任期)

第11条 役員任期を2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 理事は、その職に異動があった場合、後任の者に交代することができる。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 12 条 役員に重大な過誤が生じた場合は理事会の決議をもって解任することができる。

第 4 章 会計

(経費)

第 13 条 本会の経費は、原則として入会金及び寄付金、その他をもってこれにあてる。

(寄付金)

第 14 条 寄付金の収受は、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 章 会則の改正

(会則の改正)

第 16 条 本会則は、理事会の総意によって改正することができる。

附則 本会則は 2020（令和 2）年 2 月 1 日より施行する。

2024 年 3 月 1 日 一部改正